

令和4年3月29日

令和4年第1回貝 市議会定例会会議事項

(議会議案関係) No. 3

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会 議案	2	貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	1
〃	3	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議の件	3

議会議案第 2 号

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 29 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会
委員 長 阪 口 芳 弘

貝塚市議会規則第 号

貝塚市議会会議規則の一部を改正する規則

貝塚市議会会議規則（昭和42年貝塚市議会規則第23号）の一部を次のように改正する。
目次中「第77条」を「第78条」に、「第78条—第84条」を「第79条—第85条」に、「第85条—第89条」を「第86条—第90条」に、「第90条—第94条」を「第91条—第95条」に、「第95条—第111条」を「第96条—第112条」に、「第112条・第113条」を「第113条・第114条」に、「第114条—第125条」を「第115条—第126条」に、「第126条・第127条」を「第127条・第128条」に、「第128条—第138条」を「第129条—第139条」に、「第139条—第145条」を「第140条—第146条」に、「第146条—第150条」を「第147条—第151条」に、「第151条—第159条」を「第152条—第160条」に、「第160条—第165条」を「第161条—第166条」に、「第166条」を「第167条」に、「第167条」を「第168条」に改める。

第167条を第168条とする。

第 7 章中第166条を第167条とする。

第 6 章中第165条を第166条とし、第160条から第164条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 5 章中第159条を第160条とし、第151条から第158条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 章中第150条を第151条とし、第146条から第149条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 3 章中第145条を第146条とし、第139条から第144条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 6 節中第138条を第139条とし、第128条から第137条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第127条中「第 1 章・第 4 節」を「、前節」に改め、第 2 章第 5 節中同条を第128条とし、第126条を第127条とする。

第 2 章第 4 節中第125条を第126条とし、第114条から第124条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 3 節中第113条を第114条とし、第112条を第113条とする。

第 2 章第 2 節中第111条を第112条とし、第95条から第110条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 1 節中第94条を第95条とし、第90条から第93条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 章第10節中第89条を第90条とし、第85条から第88条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第84条第 2 項中「第81条、第82条及び第83条」を「第82条から前条まで」に改め、第 1 章第 9 節中同条を第85条とし、第83条を第84条とし、第78条から第82条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 章第 8 節中第77条を第78条とし、第76条の次に次の 1 条を加える。

（電子採決システムによる表決）

第77条 第70条第 1 項及び前条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

2 電子採決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否と

する者は反対のボタンを押すものとする。

第160条第2項ただし書中「第113条（秘密の保持）第2項」を「第114条（秘密の保持）第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月6日から施行する。

議会議案第3号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議の件

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進するため、本市議会は次のとおり決議を提出するものとする。

令和4年3月29日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会

委員長 阪口 芳 弘

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進する決議

1940年代後半から2000年頃にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件は北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束。同年10月には、5名の拉致被害者が24年ぶりに帰国したものの、安否不明（国が認定している12名）の方々については、未だに北朝鮮当局から納得できる説明がされておらず、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っている。日本政府は、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や「いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある」とし、拉致の可能性を排除できない失踪者は900名近くいると言われ、大阪府内での特定失踪者として19名のリストが公開されている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が、2017年には特定失踪者（拉致の疑いのある失踪者）の家族により「特定失踪者家族会」が結成され、被害者の救出を求める運動が展開され、2021年9月末には1,500万筆を超える署名が総理大臣に提出された。

国においては、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、国の責任において解決すべき最重要課題と位置付け、その解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題は歴史ではなく、現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることへの理解促進を図ることが重要であるとの認識の下、内閣官房拉致問題対策本部及び文部科学省から「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」（令和3年4月23日）が発出された。児童生徒が拉致問題について深く認識し、人権問題として考える契機とするため、都道府県教育委員会を通じて学校等の関係機関に周知することが求められたところである。

また、政府の拉致問題対策本部が毎年実施している、全国の中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールがあり、こうした取組みに積極的に活用することが求められる。

よって、貝塚市議会は、一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、様々な教材・機会を通じて拉致問題を知り、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組みを推進するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月29日

貝塚市議会